

# 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

第5次報告

平成21年7月

## はじめに

子ども虐待については、平成 12 年に児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）が制定され、子ども虐待の予防、早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・自立に向けた支援など子ども虐待対応の各段階に応じた切れ目のない総合的な対策が行われてきている。しかしながら、児童相談所及び市町村における児童虐待に関する相談対応件数は年々増加しているとともに、虐待による死亡事例は依然として跡を絶たない状況である。

これらの子ども虐待による死亡事例等を分析・検証し、事例から明らかとなった問題点・課題から具体的な対応策の提言を行うことを目的として、平成 16 年 10 月に社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」（以下「本委員会」という。）が設置され、これまで 4 回の報告を取りまとめるとともに、平成 20 年 6 月には、本委員会で把握した全ての事例について総括的分析を行い、本委員会の報告を受けて国が行った措置や今後の課題等について総括報告を取りまとめたところである。

一方、国会においては、平成 19 年 5 月に児童虐待防止法の改正が行われ、子どもの安全確認等のための立入調査等の強化や国及び地方公共団体による重大な子ども虐待事例の分析の責務などが規定された。

今般、本委員会においては、平成 19 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間の事例について分析検討を行うとともに、地方公共団体で行った子ども虐待による死亡事例の検証状況について検証を行い、発生事例及び地方公共団体の検証方法について明らかとなった課題を受けて、具体的な改善策を提言することとした。

虐待による痛ましい被害や死亡事例をなくしていくためには、制度の更なる充実や適切な運用が必要であり、また、亡くなった子どもに報いるためにも国及び地方公共団体において死亡事例等の検証を実施することは今まで以上に重要である。全国の子ども虐待への対応に携わる関係者は、もう一度、虐待対応の基本を再認識するとともに、本報告が今後の虐待対応に活かされ、虐待による死亡事例がなくなることを期待したい。

## 目 次

1. 検証の対象とした事例及び検証方法 .....	1
2. 集計結果に関する考察 .....	3
3. 個別ヒアリング調査の結果	
i) 事例に関するもの .....	9
ii) 検証に関するもの .....	37
4. 課題と提言 .....	53
5. おわりに .....	69
死亡事例集計結果 .....	72
参考資料	
○地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証機関等の設置状況 等について(平成20年11月現在) .....	123